

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	橋本市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/somu/mynumber/index.html

執行機関名 橋本市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年条例第144号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		橋本市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第一 第2の項 橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年条例第144号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第一条	橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年条例第144号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づき前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、高齢者の保健の向上を図るために、高齢者に対して医療を支給することにより、もって <u>高齢者の心身の健康の保持及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年条例第144号) 橋本市老人医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年規則第106号)